

## 令和7年度指導監査方針

### 【指導監査基本方針】

指導監査は、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保をもって利用者の利益の保護及び福祉サービスの質の向上を図ることを目的として、社会福祉法をはじめとする関係法令及び国の通知等に基づき実施します。

### 【重点監査項目】

指導監査は、法令や国の通知等に従い実施しますが、次の項目について重点的に確認及び指導を行います。

#### ◇ 法人の適正な運営

##### ○ 評議員と評議員会について

- ・ 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか
- ・ 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか
- ・ 評議員会の招集手続きと必要な決議が適正に行われているか
- ・ 評議員会の議事について、議事録が適正に作成されているか

##### ○ 理事と理事会について

- ・ 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか
- ・ 理事の数は、法令及び定款に定める員数となっているか
- ・ 理事会の招集手続きと必要な決議が適正に行われているか
- ・ 理事会の議事について、議事録が適正に作成されているか

##### ○ 監事と監事監査について

- ・ 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか
- ・ 理事会への出席義務を履行しているか

##### ○ 評議員、理事及び監事の報酬に関する事項について

- ・ 評議員、理事及び監事に対する報酬等の額及び支給基準について、法令に定める手続きにより定めているか

##### ○ 事業運営の透明性の向上に関する事項について

- ・ 法令に定める情報(定款、役員等報酬基準、計算書類、役員等名簿、現況報告書)の公表をインターネットを活用して行っているか

##### ○ その他

- ・ 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか
- ・ 福祉サービスに関する苦情解決体制が整備され周知されているか

## ◇ 施設の適正な運営

### ○ 入所者等の処遇について

- ・ 福祉サービスの提供にあたり、利用者やその家族等にサービス内容や利用料が適切に周知され、必要に応じて利用者の希望を踏まえた個別支援計画が作成されているか
- ・ 福祉サービスが適切に提供され、必要に応じてその記録等が残されているか
- ・ 給食の提供については、栄養並びに利用者の心身の状況等を考慮した内容となっているか
- ・ 虐待防止や身体拘束の廃止に向けた取り組みなど、利用者の権利擁護の視点から適切な対応が行われているか

### ○ 職員処遇について

- ・ 配置基準に基づく必要な職員数を確保しているか
- ・ 労働時間や労働日数、休日・休暇の付与について、労働関係法令や就業規則を遵守しているか
- ・ 適切なハラスメント対策を行っているか

### ○ 災害等への対策について

- ・ 地震、土砂災害、風水害等に備えた総合的な防災計画等は、施設の実情等に応じて策定されているか
- ・ 計画に基づいた防火設備の点検や避難・消火訓練等が適切に実施されているか
- ・ 事故防止の対策や様々な感染症に対する予防・まん延防止等に関する研修が行われているか、これらのことが職員に周知され、対応が十分であるか
- ・ 感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画の策定を行っているか

## ◇ 適正な会計処理

### ○ 適正な会計処理の確保について

- ・ 経理処理や入札契約は、経理規程に基づいて適正に行われているか
- ・ 事務専決規程に基づいた専決権の行使や意思決定が適正に行われているか
- ・ 決算が適正に行われ、必要な計算書類等が会計基準に従い作成されているか
- ・ 委託費等の弾力運用は要件を満たした上で適正に運用しているか
- ・ 目的外支出や、利用者負担金等の簿外処理がなされていないか